

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件) (同) 二
- 家畜伝染病の発生 (家畜防疫対策室) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 三
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 三
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (同) 三
- 土地改良区役員の就任の届出 (北部地方振興事務所) 三
- 土地改良区の定款変更の認可 (同) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (同) 四
- 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則 (教育委員会) 四
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 四

告 示

ページ

○宮城県告示第六百四十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和六年七月十八日次の者を指定した。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|----------------|-----------------------|------------------|
| 近松陽一郎 | 腎臓内科 | 大崎市民病院 | 大崎市古川穂波三丁目八番一号 |
| 大和田雅信 | 消化器内科 糖尿病内科 | 医療法人社団晃和会 あいざわクリニック | 気仙沼市東新城二丁目九番地一 |
| 佐野 寛仁 | 呼吸器内科 | 独立行政法人国立病院機構 宮城病院 | 亘理郡山元町高瀬字合戦原百番地 |
| 松本周一郎 | 呼吸器内科 | みやぎ県南中核病院 | 柴田郡大河原町字西三十八番地一 |
| 秋重 尚貴 | 外 科 | 塩竈市立病院 | 塩竈市香津町七番一号 |
| 西 功太郎 | 小児外科 | 石巻赤十字病院 | 石巻市蛇田字西道下七十一番地 |
| 清水 健司 | 外 科 | 石巻赤十字病院 | 石巻市蛇田字西道下七十一番地 |
| 真野 浩 | 消化器内科 | 塩竈市立病院 | 塩竈市香津町七番一号 |
| 濱田 壮志 | 整形外科 | 気仙沼市立病院 | 気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二 |
| 松本 周 | 整形外科 | まつもと整形外科リハビリテーショクリニック | 角田市角田字町百九十二番地 |
| 丹治 宏明 | 内 科 | 仙南病院 | 角田市角田字牛館十六番地 |
| 小林 紳一 | 神経内科 | 真壁病院 | 四 東松島市矢本字鹿石前百九番地 |
| 佐藤龍一郎 | 外 科 | 宮城県立がんセンター | 名取市愛島塩手字野田山四十七番一 |
| 大山 正瑞 | 整形外科 | 塩竈市立病院 | 塩竈市香津町七番一号 |
| 小林 実 | 消化器外科 | かわち医院 | 柴田郡大河原町東新町十番地七 |

| | | | |
|-----|------|------|----------------|
| 北 純 | 整形外科 | 赤石病院 | 塩竈市花立町二十二番四十二号 |
|-----|------|------|----------------|

○宮城県告示第六百四十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 新 | | 旧 | |
|-------|------------|-----------------|-------------------|-----------|---------------|
| | | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 井上 国彦 | 内科 | 三浦病院 | 大崎市古川三日町二丁目三番四十五号 | 石卷市立牡鹿病院 | 石卷市鮎川浜清崎山七番地 |
| 平野 仁崇 | リハビリテーション科 | 医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院 | 石巻市広測字焼巻二番地 | 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目二番五号 |

○宮城県告示第六百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|--------|------------|----------------|
| 小泉祥太郎 | 耳鼻咽喉科 | 石巻赤十字病院 | 石巻市蛇田字西道下七十一番地 |
| 鈴木 慎二 | 内循環器内科 | まるき内科クリニック | 栗原市志波姫堀口十文字一番地 |
| 工藤 博典 | 小児外科 | 石巻赤十字病院 | 石巻市蛇田字西道下七十一番地 |

○宮城県告示第六百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|----------------------------------|---------------|------------|----------|
| 〇四一二三〇〇六四三 | 共生型デイサービス かつらは 栗原市高清水新桂葉二百七十八番地二 | 生活介護 | 社会福祉法人 豊明会 | 令和六年十月一日 |

○宮城県告示第六百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|-----------------------------|---------------|--------------|----------|
| 〇四一三一〇〇三四八 | ONEGAME宮城 美里 遠田郡美里町北浦一丁目二十八 | 就労継続支援B型 | 株式会社テックノブレイン | 令和六年十月一日 |

○宮城県告示第六百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨ一ネ病
- 二 畜種
牛（黒毛和種）
- 三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数
患者 二頭
- 四 発生の場所又は区域
栗原市

五 発生年月日

令和六年九月十九日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百五十二号

松島町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

初原地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十三号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大崎土地改良区役員就任について、次のとおり届出があった。

令和六年十月一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲 村

就任した者

| 就任年月日 | 氏名 | 住 所 | 役職名 |
|----------|---------|-----------------|-----|
| 令和六年九月三日 | 門 間 正 悦 | 大崎市古川保柳字南田五十九番地 | 理事 |

○宮城県告示第六百五十五号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年九月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年十月一日

公 告

宮城県北部地方振興事務所
所 長 稲 村 伸

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|-------------------------|-----------|
| アイベル薬局 しあわせの杜店 | 黒川郡大和町小野字菖蒲沢八三二一（十六B四L） | 令和六年五月一日 |
| くまの薬局 | 名取市高館熊野堂字岩口下四十五一七 | 令和六年八月一日 |
| おおぞら薬局 名取店 | 名取市上余田字字ノ坪二百七十五一二 | 令和六年八月一日 |
| エヌ・ワイヤもと薬局 | 東松島市矢本字大溜三百四十七 | 令和六年八月一日 |
| アイベル薬局 吉岡店 | 黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目二一八 | 令和六年九月一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 担 当 する 医療の種類 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|----------|--------------|-------------------|------------|
| 有限会社菅野薬局 | 調剤 | 白石市本町九十七 | 令和六年四月三十日 |
| くるみ薬局 | 調剤 | 大崎市古川穂波波四丁目二十一―十四 | 令和三年七月三十一日 |

教 育 委 員 会

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十月一日
宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第四号

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ホ及び第九号ハ中「栄養士免許証」の下に「又は管理栄養士免許証」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十年」を「十五年」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。